

タイトル	宿泊税の新設における総務省同意について			
内容	宿泊税（法定外目的税）の新設について、令和 8 年 6 月 30 日付けで総務大臣の同意が得られました。詳細は、総務省報道資料のとおりです。 令和 8 年 3 月 23 日 富士吉田市議会にて条例案可決 令和 8 年 4 月 14 日 総務大臣協議 令和 8 年 6 月 30 日 総務大臣同意 令和 9 年 4 月 1 日 条例施行（予定） 別紙：総務省報道資料 ※令和 8 年 8 月～9 月ごろ宿泊事業者向け説明会の開催（予定）			
問合せ	税務課 市民税担当	担当者名	小野	連絡先 内線 139
備考				

令和 8 年 6 月 30 日

山梨県富士吉田市「宿泊税」の新設

山梨県富士吉田市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される富士吉田市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	山梨県富士吉田市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	富士吉田市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1 人 1 泊につき 200 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 1.4 億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約 448 万円
課税を行う期間	条例施行後 5 年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 8 年 3 月 23 日 富士吉田市議会にて条例案可決
- ・ 令和 8 年 4 月 14 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 6 月 30 日 総務大臣同意
- ・ 令和 9 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。